

2 地方税制度の改革

1 地方の仕事量に見合う税源確保のための税源移譲等の実現

【提案内容】

提出先 内閣府、総務省、財務省

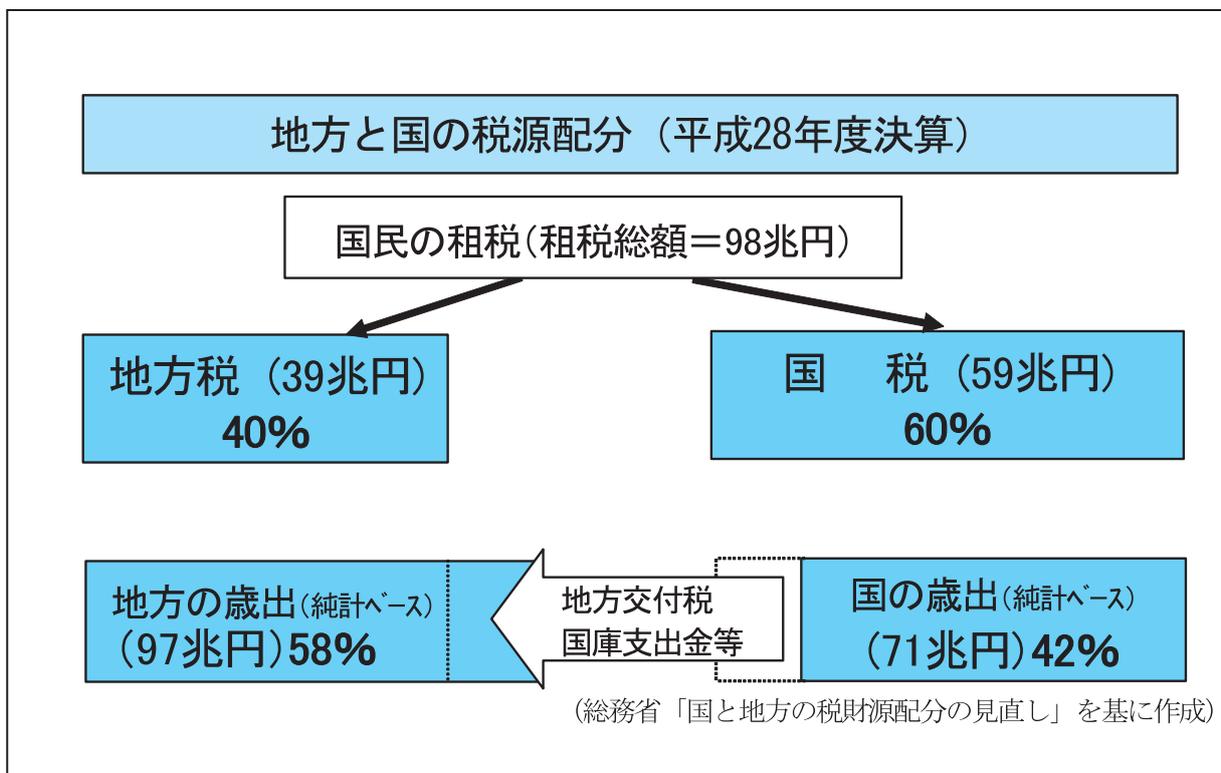
地方の仕事量に見合った税源を確保すること。そのために、消費税と地方消費税の配分の見直しや、所得税から住民税への一層の税源移譲などにより、**税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化**を図ること。

◆現状・課題

地方と国の歳出規模（地方6：国4）と税収（地方4：国6）にはギャップがあり、地方の仕事量に見合った税源が確保されていない。

◆実現による効果

税収の安定性が高く、地方自治体間の偏在が少ない地方税源の充実強化を図ることにより、地方自治体が、地域の実情に即した施策を自主的・自立的に行うことが可能となる。



（神奈川県担当課：総務局税制企画課）

2 法人事業税交付金の見直し

【提案内容】

提出先 総務省

法人事業税交付金の財源に、都道府県が独自に実施している超過課税による税収を含めないよう、制度の見直しを行うこと。

◆現状・課題

平成26年10月、地域間の税源偏在を是正するため、地方法人税が創設され、消費税率10%段階においては、地方法人税を拡大するとともに、それにより市町村に生じる減収分を補てんするため、法人事業税交付金を創設することとされている。

これらの制度は、いずれも地方分権に反するとともに、地方税本来の役割に照らして極めて不適切であり、容認できるものではない。

さらに、法人事業税交付金の財源には、本県が独自に実施している超過課税による税収も含まれるとされており、このままでは課税自主権までもが侵害されてしまう。

◆実現による効果

法人事業税交付金の財源から、超過課税による税収が外れることにより、地方の課税自主権の侵害を防ぐことができる。

(神奈川県担当課：総務局税制企画課)

3 自動車税の税率引下げを行う場合の代替財源の確保

【提案内容】

提出先 総務省、経済産業省

自動車税は都道府県の基幹税であることから、仮に自動車税の税率引下げを行う場合には、地方財政への影響が生じないよう、具体的な代替財源を税制度により確保すること。

◆現状・課題

平成29年度与党税制改正大綱では、自動車ユーザーの負担軽減等の観点から、「平成31年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる」とされている。

◆実現による効果

仮に自動車税の税率引下げが行われた場合でも、地方財政への影響を避けることができる。

(神奈川県担当課：総務局税制企画課)